

秩父別町から転出される方へ

(各種手続きのご案内)



新しい住所地に移りましたら、14日以内に市区役所・町村役場で転入等の手続きをしてください。転入届に必要なものは①転出証明書・個人番号カード ②印鑑（認印可）です。

秩父別町では転出届のほか、次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続きや書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

印鑑登録・個人番号カード・住民基本台帳カード

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 印鑑登録をしている方	・転出の手続きを終えると廃止になりますので、印鑑登録証（カード）をお返してください。 ・新規登録は、転入先の市区町村で申請してください。	・印鑑登録証（カード）	住民課 戸籍係	
2 個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	・転出先でも継続してカードを使用できます。	・個人番号カード ・住民基本台帳カード	住民課 戸籍係	

年金

3 国民年金に加入している方	・転入先の市区町村で、住所変更の手続きをしていただく場合があります。	【転入先で必要なもの】 ・年金手帳 ・個人番号カード（通知カード）	住民課 年金係	
4 年金を受給している方	・転入先の市区町村を管轄する年金事務所に、住所変更届を提出していただく場合があります。 ・届出書は、転入先の市区町村にあります。	・個人番号カード（通知カード）	住民課 年金係	
5 議員年金等を受給していた方	・手続きがありますので議会事務局にご連絡ください。	・内容が確認できるもの ・印鑑 ・議員の年金証書	議会事務局	
6 農業者年金を受給・加入している方	・住所の変更届が必要です。 ・転入先の農協で手続きをしてください。	【転入先で必要なもの】 ・農業者年金証書 - 又は農業者年金被保険者証 ・印鑑	農業委員会 事務局	

健康保険・介護保険・医療費関係

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
7	国民健康保険に加入している方	・資格喪失届を提出し、転出する方の資格確認書等をお返してください。 ・新しい資格確認書等は、転入先の市区町村で交付を受けてください。 ※保険料が返還される場合がありますので、還付等の口座登録をしてください。 ※世帯主が転出し、他の家族の方が残る場合は、資格確認書等が新しくなりますので、家族全員の資格確認書等をお返してください。 ※学生の場合は、転出しても引き続き資格確認書等が交付される制度があります。（親が秩父別町にいる場合）	・資格確認書等 ・印鑑 ・振込口座の通帳（ゆうちょ銀行以外） 【転入先で必要なもの】 ・印鑑	住民課 国保係	
8	介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上の方全員）	・資格喪失届を提出し、被保険者証をお返してください。 ※介護保険料が還付される場合がありますので、保険料還付等の口座登録をしてください。 ※要支援・要介護認定を受けている方は、「受給資格証明書」を交付しますので、転入先の市区町村に必ず提出してください。	・介護保険被保険者証 ・印鑑 ・振込口座通帳 【転入先で必要なもの】 ・印鑑 ・引落口座通帳（保険料）	住民課 介護保険係	
9	後期高齢者医療制度対象の方	・資格確認書をお返してください。 ・道外転出者には負担区分等証明書を交付しますので、転入先の市区町村に必ず提出してください。 ※保険料が還付される場合がありますので、還付等の口座登録をしてください。	・資格確認書 ・印鑑 ・振込口座通帳	住民課 後期高齢者係	
10	重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方	・資格喪失届を提出し、受給者証をお返してください。 ・新しい受給者証は、転入先の市区町村で申請してください。	・受給者証 ・印鑑	住民課 医療係	
11	ひとり親家庭等医療／乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	・資格喪失届を提出し、受給者証をお返してください。 ・新しい受給者証は、転入先の市区町村で申請してください。	・受給者証 ・印鑑	住民課 医療係	
12	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	・転入先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 ※札幌市及び道外の市町村へ転出する場合は手続きが異なりますので、ご相談ください。	【転入先で必要なもの】 ・自立支援医療受給者証 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
13	自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方	・自立支援医療費（更生医療）をお返してください。	【転入先で必要なもの】 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・資格確認書等 ・所得等の状況がわかるもの ・人工透析の方は特定疾病療養受給者証	住民課 社会福祉係	

福祉制度の手帳・受給者証

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
14	身体障害者手帳をお持ちの方	・転入先の市区町村で、住所変更の手続きをしてください。 ※福祉施設等に入所予定の場合は、手続きが異なる可能性がありますのでご相談ください。	【転入先で必要なもの】 ・身体障害者手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
15	療育手帳をお持ちの方	・転入先の市区町村で、住所変更の手続きをしてください。 ※福祉施設等に入所予定の場合は、手続きが異なる可能性がありますのでご相談ください。	【転入先で必要なもの】 ・療育手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
16	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・転入先の市町村で、記載事項変更（住所）の手続きをしてください。 ※札幌市及び道外の市町村へ転出する場合は手続きが異なりますので、転入先の市区町村で確認してください。	【転入先で必要なもの】 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
17	障害者自立支援法の各種サービスを受けている方	・障害福祉サービス受給者証をお返しください。 ※受給しているサービスにより手続きが異なりますのでご相談ください。 ・障害者自立支援法による障害支援区分認定を受けている方は、障害支援区分認定証明書を交付しますので、転入先の市区町村に提出してください。	【転入先で必要なもの】 ・印鑑 ・資格確認書等	住民課 社会福祉係	

福祉制度の各種手当

18	児童手当を受給している方	・受給事由消滅届を提出してください。 ・転入先の市区町村で、児童手当認定請求書を提出してください。 ・転出予定日の翌日から15日以内に転入先への提出がないと、遅れた月分の手当てが受けられなくなります。	・印鑑 【転入先で必要なもの】 ・印鑑 ・資格確認書等（被用者の方） ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	
19	児童扶養手当を受給している方	・転入先の市区町村で、住所変更届を提出してください。 ・道外へ転出する場合は、住所変更届を秩父別町役場に提出してください。	・印鑑 【転入先で必要なもの】 ・児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
20	特別児童扶養手当を受給している方	・転入先の市区町村で、住所変更届を提出してください。 ・道外へ転出する場合は、住所変更届を秩父別町役場に提出してください。	・印鑑 【転入先で必要なもの】 ・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
21	障害児福祉手当 特別障害者手当 を受けている方	・転入先の市区町村で、住所変更届を提出してください。	【転入先で必要なもの】 ・印鑑	住民課 社会福祉係	

こども園・小中学校

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
22	こども園に入園しているお子さんがいる方	・こども園に退園届を提出してください。 ※転入先の市町村で保育所入所を希望する場合は、転入先の児童福祉担当窓口でご相談ください。	・印鑑 【転入先で必要なもの】 ・印鑑 ・保育を必要とする書類	住民課 社会福祉係	
23	小・中学校に通学しているお子さんがいる方	・学校から在学証明書、教科書給与証明書の交付を受け、転入先の市区町村教育委員会または指定された学校に提出してください。 ※市町村で取扱いが異なる場合があります。 ・本町の小・中学校に区域外就学を希望される場合は、本町の教育委員会に区域外就学願を申請、提出してください。	【転入先で必要なもの】 ・在学証明書 ・教科書給与証明書	教育委員会 学校教育係 33-2555	

その他

24	戸別受信機を使用している方	・戸別受信機の返却が必要です。返却届を提出してください。	・印鑑	総務課 防災係	
25	町水道をお使いの方	・給水停止届を提出してください。	・印鑑	建設課 上下水道係	
26	合併浄化槽をお使いの方	・休止又は廃止届が必要な場合があります。	・印鑑	建設課 上下水道係	
27	犬を飼っている方	・転入先の市区町村で、犬の所在地変更届けを提出してください。	【転入先で必要なもの】 ・印鑑 ・犬の鑑札	住民課 衛生係	
28	秩父別墓地を使用している方	・使用者が転出する場合、墓地管理代理人（町民に限る）を定め、墓地管理代理届、本籍等変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 衛生係	
29	路線バス高齢者利用登録証所有者の方	・登録証をお返しく下さい。	・利用登録証	住民課 社会福祉係	
30	60歳以上の方	秩父別温泉入館料助成券及び、タクシー助成券をお返しく下さい。	・各助成券	住民課 社会福祉係	
31	公営住宅に入居している方	・同居者異動届又は入居継承申請、退去届の提出が必要になります。 ※異動・継承の場合は家賃が変わることがあります。	・印鑑	建設課 住宅係	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
32	町奨学資金の貸与を受けている方（奨学生）の保護者	【現在貸与を受けている場合】 - 保護者が転出される場合は貸与の対象外となります。 ----- 【返還中の場合】 - 新住所をお知らせ願います。	教育委員会までご連絡願います。 ※返還が終了している場合は手続きの必要はありません。	教育委員会 総務係	
33	町奨学資金の返還中で、返還免除（半・全額）を受けている方（元奨学生）	本人（元奨学生）が転出される場合は返還免除の対象外となります。	教育委員会までご連絡願います。 ※返還が終了している場合は手続きの必要はありません。	教育委員会 総務係	

移住定住

34	結婚新生活支援補助金の交付を受けた方	交付決定の年度内に転出される場合は補助金を返還していただきます。	返還する補助金	企画課 まちづくり係	
35	結婚祝金の交付を受けた方	定住期間が交付決定後1年未満の場合は交付金を返還していただきます。	返還する交付金	企画課 まちづくり係	
36	新婚世帯・子育て支援引越費用助成を受けた方	定住期間が交付決定後3年未満の場合は助成金を返還していただきます。	返還する助成金	建設課 住宅係	
37	住宅用地取得補助金を受けた方	定住期間が交付決定後5年未満の場合は補助金を返還していただきます。	返還する補助金	企画課 まちづくり係	
38	新築住宅取得補助金を受けた方	定住期間が交付決定後5年未満の場合は補助金を返還していただきます。	返還する補助金	企画課 まちづくり係	
39	住宅リフォーム補助金を受けた方	定住期間が交付決定後5年未満の場合は補助金を返還していただきます。	返還する補助金	建設課 住宅係	